

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度固定資産税（土地）の価格の修正において活用する標準宅地の時点修正率算定業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

公益社団法人 大阪府不動産鑑定士協会（以下「協会」という。）

3 随意契約理由（選定理由）

本業務については、令和6基準年度標準宅地鑑定評価業務及び令和6年度、令和7年度時点修正率算定業務に引き続くものであり、鑑定評価価格及び時点修正率を徴した令和6基準年度の標準宅地について、同一地点の地価動向を把握するために行う業務である。

固定資産税（土地）評価における時点修正率の鑑定評価は、単に個別地点について行う鑑定評価とは異なり、他の公的土地評価との均衡を図りつつ同一時点で大量に行うものであり、特に面的な均衡を図る必要があるため、鑑定評価を担当する不動産鑑定士相互における時点修正率の情報交換や均衡調整及び市町村境界の接点調整や府内全域の地価動向について適正なものとなるよう、調整をする必要がある。

今回の契約相手方となる協会は、不動産の鑑定評価に関する法律第48条に定められた不動産鑑定士等の団体に該当し、不動産の鑑定評価の適正な実施の確保、不動産鑑定士等の指導、連絡調整等を設立目的としている。協会は前記目的を達成するために、一の都道府県の区域の全域に及ぶ範囲において、幅広い業務を行うための専門的な知識とそれを活かす技術を有している団体である。

また、平成9基準年度以降、大阪府下全市町村が参加した鑑定評価体制に基づいて標準宅地に係る鑑定評価業務を実施してきたところであるが、令和6基準年度評価替えについても、令和4年7月21日開催の市町村固定資産税担当課長会議において、大阪府より従来と同様に府下全市町村が参加した鑑定評価体制を整備する旨が示され、当該体制が前述の均衡調整を図る上で最も有効である点、及び大阪府域内において当該均衡調整業務を行うことができる者は協会以外に見当たらない旨が示されており、令和8年度の固定資産税（土地）の価格の修正において活用する標準宅地の時点修正率算定業務においても、同様の体制を継続し、価格の均衡調整を図る必要がある。

以上から、鑑定評価体制に準じ、令和6基準年度評価替えに関する鑑定評価業務及び令和6年度、令和7年度時点修正率算定業務を担当した不動産鑑定士が引き続き本業務を行うことを原則に、地価動向を適正・効率的に把握できる協会と随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G3）（測量、設計、設備・機器等の補修（修繕）・修理・保守管理、又は各種調査・分析等において、特殊の技術、手法又は機械器具を用いる必要があるため、当該業務の履行が可能な業者が特定される業務）

5 担当部署

財政局税務部課税課（固定資産税（土地）グループ）（電話：06-6486-9026）

随意契約理由書

1 案件名称

市税事務所におけるキャッシュレス決済端末対応レジ一式運用保守業務委託 長期継続

2 契約の相手方

株式会社寺岡精工 関西第一支店 大阪営業所

3 随意契約理由

本案件は、令和6年10月22日契約の「市税事務所における税証明発行手数料等の徴収に係る指定納付等業務委託 長期継続（概算契約）」（以下、「指定納付等業務」）及び令和6年11月22日契約の「市税事務所におけるキャッシュレス決済端末対応レジ一式買入」にて各市税事務所に設置のPOSレジ端末、自動釣銭機、その他周辺機器・附属品等キャッシュレス決済端末対応レジ一式（以下、「当該機器一式」という。）（キャッシュレス決済端末の運用保守は「指定納付等業務」に含まれるためキャッシュレス決済端末は除く）の運用保守業務を委託するものである。

当該機器一式の運用保守については、機器の構造及び性能等を熟知した専門の知識と技術が必要不可欠であり、IoTを活用したリモートサポート及び障害監視サポートの活用による障害の発生を未然に防ぐ等、製造者である株式会社寺岡精工でしか保守管理及び修補を行うことが出来ないことから、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G3：測量、設計、設備・機器等の補修（修繕）・修理・保守管理、又は各種調査・分析等において、特殊の技術、手法又は機械器具を用いる必要があるため、当該業務の履行が可能な業者が特定される業務

5 担当部署

税務部管理課（企画グループ） （電話番号：06-6208-7742）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 税務事務システム・電子申告システム改修業務委託（その3）

2 契約の相手方

株式会社 日立製作所 関西支社

3 随意契約理由（選定理由）

本市税務事務システム・電子申告システム（以下「税システム」という。）は、平成9年11月より稼働し、2回の機種更新を経て平成27年1月に再構築、令和2年1月に機種更新を実施し、一貫性のある総合的なシステムとして、各業務システム（宛名管理、個人市民税、法人市民税、事業所税、軽自動車税、固定資産税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、収納管理、滞納整理、交付金、市たばこ税、証明、基幹連携、業務共通及び基盤など）を運用している。

また、平成27年1月の再構築時においては、運用保守費や機種更新費の削減等を目的に、「IT改革実施基本計画（現在は廃止）」及び「市政改革プラン」による取組みとして、業務・システム最適化等を方針とし、基幹系システム統合基盤及び各住民情報系基幹システムと連携のうえ、開発を行ってきたところである。

本件は、適正・公平な税務行政の実現という基本理念の達成のため、税制改正等に対応するためのシステム改修等を実施することによって、税システム各機能を安定的かつ円滑に提供することを目的としている。

株式会社日立製作所関西支社は、税システムの当初開発、機種更新、再構築及び現在の運用保守業者であり、本業務を他の事業者に対応させることは、障害等トラブル発生時に、その原因・責任の切り分けが不可能となるため、株式会社日立製作所関西支社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G4：既に契約した業務と密接不可分の関係（既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係）にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある業務）

・地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2：既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）に

つき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき)

5 担当部署

財政局税務部管理課（システム・税務企画グループ） （電話：06-6208-7778）